

羽島市観光協会推奨はしまブランド品規程

(目的)

第1条 この規程は、羽島市観光協会が羽島市内で生産・販売される民・工芸品や飲食品を推奨することによって、その品質の改善と向上を促進し、市観光に関わる事業者・団体等の育成を図り、もって観光客の利便を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程においてはしまブランド品とは、民・工芸品及びグルメ品で、第9条の要件を具備しているものをいう。

(申請者の資格)

第3条 はしまブランド品の推奨を申請することができる者は、羽島市観光協会会員であって、羽島市内で製造又は販売を行っているものとする。ただし、会員以外で推奨を受けようとする者については、羽島市観光協会に加入する旨を付して推奨の申請をすることができる。

(推奨の申請)

第4条 はしまブランド品の推奨の申請をしようとする者は、羽島市観光協会推奨はしまブランド品審査申請書（以下「申請書」という。）（別記第1号様式）を羽島市観光協会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

2 前項の申請書には、検証のための現品（1品ごとに別記第2号様式により説明書を添付）および外装の見本等参考資料を添えるものとする。なお、グルメ品については、現品を撮影した写真でもよいものとする。

(観光土産品の推奨)

第5条 はしまブランド品の推奨は、理事会で審査し、合格した商品について推奨するものとする。

(推奨状の交付)

第6条 前条の規定により推奨を決定したときは、推奨状（別記第3号様式）を交付する。

2 推奨状有効期間は、推奨状を交付した日から起算して5年間とする。

3 前項の有効期間満了後も引き続き推奨を受けようとする者は、第4条による申請書を提出しなければならない。

4 推奨状の交付を受けた者が、推奨品に係る内容等を変更しようとするとき

は、羽島市観光協会推奨はしまブランド品変更申請書（別記第4号様式）を提出し、会長の承認を受けなければならない。

（証票の貼付）

第7条 はしまブランド品の推奨を受けた者は、当該推奨品又はその容器、包装等に、推奨有効期間中、会長の指定する証票を表示することができる。

2 この規程において「証票」とは、下記の図柄をいう。



3 証票の表示は、印刷、スタンプ、シールいずれの方法で行っても差し支えない。

（推奨手数料及び証票使用料）

第8条 はしまブランド品の推奨手数料及び証票使用料は無料とする。

（推奨の基準）

第9条 はしまブランド品の審査は、民・工芸品、グルメ品に区分して、次の事項について別に定める基準により行うものとする。

- 一 羽島市内で製造又は販売されていること。
- 二 郷土色が豊かであること。
- 三 品質が優れていること。
- 四 価格が適正であること。
- 五 意匠・包装が優れていること。
- 六 表示と内容が一致していること。
- 七 その他会長が必要と認める事項。

2 グルメ品については、前項のほか食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の関係法令を遵守していること。

（推奨土産品の取消）

第10条 会長は、推奨を受けたはしまブランド品が次の各号の一に該当する場合は、理事会の意見を聞き推奨を取り消しすることができる。

- 一 信用失墜等の行為があったとき。

- 二 前条の要件を欠くに至ったとき。
- 三 証票をはしまブランド品以外に使用したとき。
- 四 はしまブランド品の製造または販売を中止したとき。
- 五 その他この規程に違反して不正の行為があったとき。

附 則

この規程は、昭和 61 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

(別記第1号様式)

羽島市観光協会推奨はしまブランド品審査申請書

羽島市観光協会推奨はしまブランド品として、下記商品の推奨を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

平成 年 月 日

申請者 住 所

店舗の名称

代表者氏名

印

羽島市観光協会会長 様

記

民・工芸品 / グルメ品 の 区 分	
品 名	
再審査の場合は前回の 推奨年月日	年 月 日
備 考	

(注)今回申請の商品以外で、すでに推奨を受けているはしまブランド品があれば、その旨を備考欄に記載のこと。

(別記第2号様式)

申請品説明書

- ・ 民・工芸品 (該当のものに○印を付けること。)
- ・ グルメ品

品名	
規格	
原料の種類および産地	
製造方法	
特徴	
小売価格	
品質保証日数	春日・夏日・秋日・冬日
食品衛生法に基づく 営業許可年月日	年 月 日 許可
備考	

(注)品質保証日数および食品衛生法に基づく営業年月日は、グルメ品のみについて記入すること。

(別記第3号様式)

羽観推第 号

羽島市観光協会推奨はしまブランド品推奨状

様

羽島市観光協会推奨はしまブランド品規程第5条の規定により、次の民・工芸品 /
グルメ品をはしまブランド品としてこれを推奨します。

推奨品名

有効期間

平成 年 月 日

羽島市観光協会
会 長

印

(別記第 4 号様式)

羽島市観光協会推奨はしまブランド品変更申請書

羽島市観光協会推奨はしまブランド品規程第 6 条の規定により、下記のとおり推奨品の内容を変更したいので申請します。

平成 年 月 日

申請者 住 所

店舗の名称

代表者氏名

印

羽島市観光協会会長 様

記

1 はしまブランド品名

2 推奨番号

3 変更内容

変更箇所	新	旧

4 備考